

改正

令和5年2月7日規則第4号

調布市受動喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、調布市受動喫煙防止条例（平成31年調布市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(条例第6条第1項の規定により市長が定める施設)

第3条 条例第6条第1項の規定により市長が定める施設は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 調布市市営住宅条例（平成9年調布市条例第23号）第2条第1号に掲げる市営住宅及び調布市高齢者住宅条例（平成9年調布市条例第21号）第2条第1号に掲げる高齢者住宅（居住部分に限る。）
- (2) 調布市道の構造の技術的基準に関する条例（平成25年調布市条例第8号）第2条第1項に規定する市道

(条例第6条第2項後段に規定する市立施設等)

第4条 条例第6条第2項後段に規定する市立施設は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 調布市知的障害者援護施設条例（平成11年調布市条例第27号）第2条第1号に掲げるなごみ
- (2) 調布市知的障害者グループホーム条例（平成20年調布市条例第3号）第1条に規定する調布市知的障害者グループホーム
- (3) 調布市こころの健康支援センター条例（平成19年調布市条例第2号）第1条に規定する調布市こころの健康支援センター
- (4) 調布市西町290番地3に位置する調布基地跡地運動広場

2 条例第6条第2項後段に規定する範囲は、市長が別に定める。

3 条例第6条第2項後段に規定する周知方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 喫煙を許可した範囲の付近における表示
- (2) 喫煙を許可した範囲を有する市立施設の入り口等における表示

(路上等喫煙禁止区域の指定等の告示)

第5条 条例第7条第2項及び第9条第2項により告示する事項は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 調布市路上等喫煙禁止区域の名称
- (2) 調布市路上等喫煙禁止区域の指定, 変更, 又は解除の効力が生ずる日及びその範囲
(路上等喫煙防止指導員の所掌事務等)

第6条 条例第11条第1項に規定する調布市路上等喫煙防止指導員(以下「指導員」という。)が行う事務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 受動喫煙の防止に当たり必要な啓発に関する事務
- (2) 条例第10条の規定による指導及び命令に関する事務
- (3) 過料の処分に係る事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか, 市長が指定する事務

2 指導員は、前項に規定する事務を行う場合は、調布市路上等喫煙防止指導員証(第1号様式)を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(条例第12条第1項に規定する施設)

第7条 条例第12条第1項に規定する学校及び児童福祉施設に準ずるものとして規則で定める施設は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付け12福子推第1157号)に規定する認証保育所
- (2) 調布市立学童クラブ条例(平成10年調布市条例第25号)第2条に規定する調布市立学童クラブ
- (3) 調布市子ども発達センター条例(平成21年調布市条例第1号)第1条に規定する調布市子ども発達センター
- (4) 前3号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める施設

(過料)

第8条 調布市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年調布市規則第26号)第3章の規定にかかわらず、市長は、条例第14条の規定により過料を科するときは、過料を科される者に対して調布市路上等喫煙に係る過料処分告知・弁明書(第2号様式)を交付し、当該者に弁明書を提出させることにより、弁明の機会を付与しなければならない。

2 条例第14条に規定する過料の処分は、調布市路上等喫煙に係る過料処分通知書(第3号様式)

を交付することにより行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第6条第1項第3号及び第8条の規定は、条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

附 則 (令和5年2月7日規則第4号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（表）

写真		第	号
	調布市路上等喫煙防止指導員証		
	氏名		
上記の者は、調布市受動喫煙防止条例第11条第1項に規定する調布市路上等喫煙防止指導員であることを証する。			
	年 月 日発行		
	調布市長		印

（裏）

調布市受動喫煙防止条例（抜粋）

第8条 市民等は、禁止区域において喫煙をしてはならない。

第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、喫煙の中止を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わなかった者に対し、喫煙の中止を命ずることができる。

第11条 市長は、前条の規定による指導及び命令を行うために必要があると認めるときは、調布市路上等喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）を置くことができる。

2 略

第14条 第10条第2項の規定による命令に従わなかった者に対しては、2,000円の過料を科する。

調布市受動喫煙防止条例施行規則（抜粋）

第6条 条例第11条第1項に規定する調布市路上等喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）が行う事務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 受動喫煙の防止に当たり必要な啓発に関する事務
- (2) 条例第10条の規定による指導及び命令に関する事務
- (3) 過料の処分に係る事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する事務

2 指導員は、前項に規定する事務を行う場合は、調布市路上等喫煙防止指導員証（第1号様式）を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

調布市路上等喫煙に係る過料処分告知・弁明書

ふりがな	-----		
氏 名			様
住 所 〒	都・道	区・市	マンション名
	府・県	町・村	号
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 ()		

あなたは、下記のとおり調布市路上等喫煙禁止区域内で喫煙し、喫煙中止の指導・命令に従いませんでした。これは、調布市受動喫煙防止条例第8条の規定に違反し、同条例第14条の規定により過料処分の対象となります。

違反の 日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃
	調布市 町 丁目 番・番地 付近路上
番 号	-
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。
	<hr/>
署 名	

調布市長



（参考）調布市受動喫煙防止条例（抜粋）

（禁止区域における喫煙の禁止）

第8条 市民等は、禁止区域において喫煙をしてはならない。

（指導及び命令）

第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、喫煙の中止を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わなかった者に対し、喫煙の中止を命ずることができる。

（過料）

第14条 第10条第2項の規定による命令に従わなかった者に対しては、2,000円の過料を料する。

調布市路上等喫煙に係る過料処分通知書

ふりがな	-----		
氏名			様
住所	都・道 府・県	区・市 町・村	マンション名 号
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 ()		

上記の者に対し、調布市受動喫煙防止条例第14条の規定により、2,000円の過料に処します。

違反の内容	調布市路上等喫煙禁止区域内での喫煙		
違反の日時	年 月 日	午前・午後	時 分頃
場所	調布市 町 丁目	番・番地	付近
番号	-		

現金又は別に交付する納入通知書により、お支払いください。

調布市長



- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。